

秋田県商工会連合会 行動計画

職員の働き方を見直し男女がともに活躍できる職場環境を整備するとともに、仕事と家庭生活を両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内容

目標1：計画期間内に、管理職に占める女性割合を次の水準以上にする。(女性活躍推進法)
課長級以上・・・12%以上にする
課長補佐級以上・・・15%以上にする

<対策>

- 令和3年4月～ 職員採用時より、段階的に定期面談を実施し、キャリア形成意識を醸成する。
- 令和4年4月～ 女性のキャリアアップに向けた育成プランを検討・作成する。
- 令和5年4月～ 育成プランに基づいた管理職養成研修を開催する。

目標2：ノー残業デーの拡充や職場内の意識啓発により年次有給休暇の取得日数を増加させるとともに所定外労働時間を削減する。(女性活躍推進法・次世代法)
年次有給休暇・・・平均10日以上取得にする
ノー残業デー・・・週2日にする

<対策>

- 令和3年4月～ 計画付与について周知するため、職員の取得状況の把握、職員への制度説明を行う。
- 令和4年4月～ 年次有給休暇の計画的付与を実施する。
- 令和5年4月～ ノー残業デーを拡充する。

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。(次世代法)
女性職員・・・取得率を75%以上にする
男性職員・・・取得率を7%以上にする

<対策>

- 令和3年4月～ 男性の育児休業を周知するため、育児休業取得可能な職員の把握、対象者への制度説明を行う。
- 令和4年4月～ 育児休業についての管理職向け説明会を開催する。
- 令和5年4月～ 育児休業についての職員向け説明会を開催する。